

稲沢市上下水道料金取扱等業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

稲沢市上下水道料金取扱等業務を蓄積した経験とノウハウを持った民間企業に委託することにより、お客様へ質の高いサービスを提供するとともに事務の効率化、収納率の向上及び経費の削減を図ることを目的とする。

2 委託業務名

稲沢市上下水道料金取扱等業務委託

3 委託業務概要

別紙「稲沢市上下水道料金取扱等業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

- (1) 委託期間は、令和4年12月1日から令和10年2月29日までとする。
- (2) 事務引継期間は、令和4年9月1日から令和4年11月30日までとし、その期間中に必要な経費等は受注者の負担とする。

5 参加資格要件

受注者は、公募型プロポーザル方式（企画提案）にて選定する。なお、プロポーザル参加資格要件については、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 稲沢市契約規則第5条第3項の規定による令和4・5年度稲沢市入札参加資格者名簿（物品・役務）に搭載されている者であること。
- (3) 稲沢市指名停止取扱要領による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 「稲沢市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成27年2月9日付け締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 稲沢市上下水道料金取扱等業務内容と同種の業務について、愛知県、岐阜県、三重県又は静岡県内で給水人口10万人以上の水道事業体との受注業務実績を3年以上有し、かつ、本業務の目標達成及び適正な履行に必要な人員を配置できる者であること。
- (7) ISO9001及びISO/IEC27001を取得していること。

6 見積限度額

693,580,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。また、提案見積金額は、上記の限度額を超えてはならないものとする。

7 受注者決定方法

稲沢市上下水道料金取扱等業務に係る受注者の選定は、プロポーザル審査委員会において、価格及び価格以外の観点から総合的に評価し、最も評価が高い事業者を受注者として決定する。

8 参加申込及び辞退

プロポーザルへの参加申込みをする事業者（以下「参加事業者」という。）は、別に定めるプロポーザル参加申込書（様式第1号）（以下「参加申込書」という。）を稲沢市水道事業に提出すること。

(1) プロポーザル参加申込書等の交付は、稲沢市ホームページ（URL <http://www.city.inazawa.aichi.jp/>）から直接ダウンロードすること。

(2) 参加申込書の提出方法は、参加事業者による持参とする。

(3) 参加事業者は、令和4年6月27日を基準とする次に定める書類を参加申込書に添付し、稲沢市水道事業に提出すること。

① 会社概要書（様式第2号）

② 会社の定款の写し及びパンフレット

③ 履歴事項全部証明書（令和4年4月1日以降に発行されたもの）

④ 認証取得状況届（様式第3号）

⑤ 受注実績表（様式第4号）及びそれを証する契約書の写し

(4) 参加資格審査結果の通知は、別に定める参加資格確認結果通知書（様式第5号）の送付をもって通知するものとする。

(5) 提出期限

参加申込書等の提出期限は令和4年7月11日(月)午後5時までとする。

(6) 提出先

〒492-8271 稲沢市石橋六丁目8番地

稲沢市上下水道部水道業務課

(7) 参加事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第6号）により、随時プロ

ポータルへの参加を辞退することができる。

9 業務提案書等の提出

(1) 業務提案書の内容

① 会社の概要及び財務状況

ア 会社概要書（様式第2号）

イ 財務状況関係書類（任意様式）

過去3か年における決算関係書類

（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）

② 受注実績

ア 受注実績（令和4年6月27日現在）（任意様式）

イ 受注実績表（様式第4号）

③ 業務体制及び業務執行計画

ア 業務従事者の業務体制

イ 繁忙期（3月・4月）の人員体制

④ 受付業務（電話、来庁者への対応）に対する考え方

⑤ 検針及び点検業務に対する考え方

⑥ 上下水道料金調定業務に対する考え方

⑦ 上下水道料金等収納業務に対する考え方

⑧ 上下水道料金精算業務に対する考え方

⑨ 水道メーター開栓・閉栓業務に対する考え方

⑩ 上下水道料金滞納整理業務に対する考え方

⑪ 給水停止業務に対する考え方

⑫ 水道メーター取替業務に対する考え方

⑬ 上下水道料金システム及び給水受付システム開発業務に対する考え方

⑭ 統合型地理情報システム（水道）データ入力業務に対する考え方

⑮ 給水装置工事関連業務に対する考え方

⑯ 地域貢献（地元雇用等）に対する考え方

⑰ 研修体制に対する考え方

⑱ 個人情報保護に対する考え方

⑲ 災害及び緊急時対策等危機管理に対する考え方

⑩ お客様サービスの向上を実現する企画及び提案

(2) 業務提案書の様式

- ① 業務提案書は日本語表記、日本産業規格 A 4 縦置き横書き左綴りとし(必要に応じ A 3 横書きも可)、とじ込み折りすること。目次及び頁番号を付けること。なお、電磁記憶媒体での提出は認めない。
- ② 業務提案書は、業務提案書正本(様式第 7-1 号)及び、業務提案書副本(様式第 7-2 号)を提出すること。また、業務提案書には見積金額を記載しないものとする。

(3) 提案見積書

- ① 提案見積書(様式第 8 号)は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額を記入すること。
- ② 金額は、¥字を冠すること。
- ③ 提案見積額の内訳(任意様式、業務委託期間の合計金額、税抜き)を添付すること。
- ④ 文字は明確に記載し、訂正抹消した箇所には押印すること。ただし、見積金額を訂正したものは無効とする。
- ⑤ 提案見積書は記載後封筒に入れ、封筒の表面に見積件名、裏面に住所・会社名(名称及び代表者名)を記載し、封筒継目全てに封印すること。

(4) プレゼンテーション出席者報告書

- ① プレゼンテーション出席者報告書(様式第 9 号)を提出すること。

(5) 提出部数

- ① 業務提案書 正本 1 部 副本 1 2 部
- ② 提案見積書 1 部
- ③ プレゼンテーション出席者報告書 1 部

(6) 提出期限

提案書等の提出期限は令和 4 年 8 月 4 日(木)午後 5 時までとする。

(7) 提出先

〒492-8271 稲沢市石橋六丁目 8 2 番地

稲沢市上下水道部水道業務課

(8) 提出方法

持参に限る

10 業務提案書等に係る質問

- (1) 業務提案書等に係る質問は、プロポーザルに関する質問書（様式第10号）により、質問内容を電子メールで提出すること。

（メールアドレス：suido-gyomu@city.inazawa.aichi.jp）

- (2) 質問に対する回答は、プロポーザルに参加するすべての参加事業者へ電子メールで回答するものとする。なお、電話及び口頭による個別の対応を行わないものとする。

11 プレゼンテーション（提案説明会）

プレゼンテーションは参加事業者ごとに実施するものとする。

- (1) 日時（予定）

令和4年8月10日（水）午前9時00分から午後3時00分まで
時刻その他の詳細事項は、後日通知する。

- (2) 会場

稲沢市上下水道庁舎2階会議室

- (3) 説明時間

各参加事業者30分以内のプレゼンテーションと10分以内の質疑応答を行う。

- (4) 出席者

参加事業者の出席人数は、4名までとする。

- (5) 追加資料

プレゼンテーション当日の追加資料配付は禁止する。

- (6) 実施方法

- ① プロジェクター及びスクリーンに関しては本市で準備するが、その他必要な機器は、すべて各参加事業者において用意すること。
② プレゼンテーション及び質疑応答については、本業務に配置予定の業務責任者が行うものとする。

- (7) プレゼンテーション実施の順番

プレゼンテーションを実施する順番は、提案書等の受理順とする。

12 プロポーザルの審査方法

(1) 審査委員会は、別に定める「稲沢市上下水道料金取扱等業務委託に関する委託候補事業者選定評価基準」に基づき、各項目について審査委員が評価及び採点を行い、総合評価の合計点数が最も高い者を委託候補事業者（第一優先交渉権者）として選定する。

(2) 評価点は200点満点とし、各項目の配点については以下のとおりとする。

| | 企画点 | | プレゼン評価 | 価格点 | 総合評価 |
|------|-------|------|--------|------|------|
| | 提案書評価 | | プレゼン評価 | 価格評価 | |
| | 書面評価 | 業務評価 | | | |
| 点数配分 | 10点 | 75点 | 15点 | 100点 | 200点 |

企画点は全審査委員の平均点（小数点以下第二位四捨五入）とし、価格点は次の算定式で得た値とする。

$(\text{参加事業者最低提案見積額} \div \text{当該評価対象参加事業者提案見積額}) \times 100$ 点
 （小数点以下第二位四捨五入）

なお、合計点数が同点の時は、価格点が高い者を委託候補事業者（第一優先交渉権者）とする。

13 選定結果の通知

委託候補事業者の審査結果は、全ての参加事業者へ文書で通知する。

14 契約の締結等

「稲沢市上下水道料金取扱等業務委託仕様書」の記載事項の内容を基本として、委託候補事業者と詳細事項を協議し、発注者受注者双方合意のうえ契約を締結する。

なお、委託候補事業者と契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、次点である者（総合評価の合計点数第二位の者）との契約に向けて交渉を行うものとする。

15 失格事項

次の各号に該当する者は、その事実が判明した時点で失格する。また、審査終了後であっても同様とする。

(1) 参加資格要件を満たしていないことが判明したとき。または、途中で要件を満たさなくなったとき。

- (2) 提出書類等に虚偽の記載表示があるとき。
- (3) 提出書類が期限内に提出されなかったとき。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正があったとき。

16 スケジュール（予定）

| | 内容 | 日程 |
|----|------------------------------------|-----------------------------|
| 1 | 参加募集について | 令和4年 6月 27日 |
| 2 | 参加申込書の提出期限 | 令和4年 7月 11日 |
| 3 | 参加申込書の資格審査 | 令和4年 7月 13日 |
| 4 | 参加資格確認結果の通知 | 令和4年 7月 14日 |
| 5 | 業務提案書の作成に係る質問事項の受付 期間（電子メールで提出） | 令和4年 7月 15日～ 令和4年 7月 29日 |
| 6 | 業務提案書及び提案見積書の提出期限 | 令和4年 8月 4日 |
| 7 | 提案書等に係るプレゼンテーション | 令和4年 8月 10日 |
| 8 | 審査委員会による審査及び選定 | 令和4年 8月 中旬 |
| 9 | 委託候補事業者の決定 | 令和4年 8月 中旬 |
| 10 | 選定結果の通知 | 令和4年 8月 中旬 |
| 11 | 契約内容に関する詳細打合せ | 令和4年 8月 下旬 |
| 12 | 契約締結 | 令和4年 9月 1日 |
| 13 | 受注業者への業務引継ぎ | 令和4年 9月 1日～ 令和4年 11月 30日 |
| 14 | 委託業務開始 | 令和4年 12月 1日 |

17 その他

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出の費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) このプロポーザル方式の事務局は、次の場所に置く。

稲沢市上下水道部水道業務課内

〒492-8271 稲沢市石橋六丁目8番地

電話 0587-21-2181（内線 18） ファックス 0587-23-3217

電子メール suido-gyomu@city.inazawa.aichi.jp